

令和8年度

愛知県立碧南工科高等学校

# 生活のきまり



## 校歌

清水孝之氏 作詞

1. 油が淵あぶらの 朝ぼらけ  
芦角あしつのぐみて 日はのぼる  
ここ碧南の空に  
われら 理想をかかげ  
剛健の 歌をうたわん
2. 矢作川原の 昼しずか  
水みなぎって 魚躍る  
ここ碧南の土に  
われら 英知をあつめ  
清朗の 歌をうたわん
3. 衣浦湾きぬうらわんの 夕栄えや  
波きらめきて 星生ほしるる  
ここ碧南の海に  
われら 技術をきたえ  
勤勞の 歌をうたわん

昭和四十九年二月十六日制定

# 目 次

学校の沿革、校章について	1
本校のスクール・ポリシーについて	2
生徒心得について	2
服装について	4
頭髪・身だしなみについて	5
校内生活について	6
交通安全について	7
校外生活について	8
各種証明書の発行について	9
愛知県立高等学校学則抜粋	10
警報発表時における登校について	11
南海トラフ地震等、 大規模地震に関連する緊急時の対応について	12
弾道ミサイル発射によりJアラートの緊急情報が 発信された場合の授業の取り扱い等について	14

## 学校の沿革について

昭和47年 4月 1日	西三河地区県立学校開設準備事務取扱発令
昭和47年 8月 8日	校舎建築第1期工事起工
昭和48年 4月 1日	昭和47年愛知県条例第57号により愛知県立碧南高等学校より機械科を分離独立し、建築科、環境工学科を加え愛知県立碧南工業高等学校として開校。（開校時全日制は第1学年機械科2学級、建築科、環境工学科各1学級、第2・3学年は機械科3学級の計10学級、定時制は機械科各2学級計8学級で発足）
昭和48年 6月 9日	開校式挙行
昭和48年12月 4日	校舎建築第2期工事起工
昭和49年 4月 1日	電子工学科（1学級）新設
昭和53年 4月 1日	機械科、電子工学科各1学級増募
昭和59年 3月27日	南産振棟竣工
昭和63年 4月 1日	電子工学科1学級増募
平成元年 4月 1日	機械科1学級増募
平成 2年 4月 1日	機械科、電子工学科各1学級減
平成 4年10月13日	米国エドモンズ・ウッドウェイ高校と姉妹校提携
平成 6年 4月 1日	制服変更
平成 8年 4月 1日	機械科1学級減、定時制課程募集停止
平成12年 6月12日	米国メドウデール高校と姉妹校提携を結び、エドモンズ・ウッドウェイ高校との提携を解消
平成14年11月 8日	創立30周年記念式典を挙行
平成17年 1月 6日	体育館耐震工事完了
平成20年 4月 1日	制服変更
平成24年10月10日	教室棟耐震工事完了
平成26年 6月19日	産振棟耐震工事完了
平成28年 2月26日	本館棟耐震工事完了
平成29年 1月19日	多目的棟取壊し工事完了
令和 3年 4月 1日	愛知県立碧南工科高等学校へ校名変更。それに伴い、建築科を建築デザイン科へ、環境工学科を環境科学科へと改編し、環境科学科に生活コースを新設
令和 4年11月10日	創立50周年記念事業を実施

## 校章について



碧南の碧を片仮名で表わし、へきをデザイン化して円形に配置し、それを台にした上に工業高校の工高の文字を浮きあがるように置いたものである。

円の中の4つの空間は、それぞれ設置されている4科をあらわし、各々が一つの円の中に団結して行こうとする気持ちを表現したものである。

# 本校のスクール・ポリシーについて

## 校訓 「人成って 技育つ」の精神のもと

### 1 育成を目指す資質・能力に関する方針

- (1) すべての教育活動などで、課題発見とその解決に向けた行動ができる人
- (2) 広い視野をもち、持続可能な社会を支える地域から期待される人
- (3) 様々な人との関わりを大切にして、自分で考えて、自分で判断し、行動することができる人

## 生徒心得について

常に碧南工科高等学校生徒としての誇りと自覚をもって行動し、良い校風をつくり上げる。

- ・誠意と敬愛をもって人に接する。
- ・お互いに礼を正し、挨拶を怠らないようにする。
- ・来客に対しては挨拶をし、明朗かつ丁寧に対応する。
- ・言葉づかいを明快にし、品位を保つ。
- ・何事にも前向きな姿勢で取り組み、自己研鑽に励む。

### 1 通学

- (1) 登下校時は制服を着用し本校生徒として品位を保ち、社会道徳、交通道徳を厳守する。
- (2) 始業時刻（8時50分）の5分前、8時45分までに登校し、教室に入る。
- (3) 教室棟施錠時刻は17時とする。
- (4) 自転車通学希望者は、「自転車通学届」と「自転車【自主】点検票」を提出する。
- (5) 休日に登校する場合も制服とする。ただし、部活動等で許可された服装も可とする。

### 2 出欠

- (1) 欠席、忌引き、遅刻、早退は、原則として保護者から電話またはWebで届け出る。  
当日の欠席、遅刻等の連絡は、なるべく8時から8時35分までに行う。
- (2) 遅刻した場合は、生徒指導室で「入室許可証」の発行を受け、教室に入室する時に担任もしくは教科担任に提出する。
- (3) 体調不良等で早退する場合は、担任に申し出て、許可を受ける。
- (4) 次の場合は忌引とし欠席に扱わない（授業は欠課となる）。
  - ・父母、または保護者の死亡 …………… 7日以内
  - ・祖父母、兄弟姉妹の死亡 …………… 3日以内
  - ・曾祖父母、伯叔父母の死亡 …………… 1日以内
  - ・父母の法要 …………… 1日以内
- (5) 次の場合、公欠とし、出席の扱いとする（授業は欠課となる）。
  - ・部活動、生徒会活動、学校行事等で学校を代表する者として校長の承認を得て出席した場合
  - ・資格取得の受験の内、教科会の承認を得て、校長が承認した場合

- (6) 次の場合、出席停止扱いとし、欠席として扱わない(授業は欠課となる)。
- ・インフルエンザ等の感染症
  - ・就職及び進学の実験等
  - ・就職及び進学のための健康診断を外部機関で受ける場合
  - ・「ラーケーションの日」を取得し、校外での自主学習活動を行う場合

学校 電話番号 (0566) 42-2500 (代表番号)

### 3 ホームルーム

- (1) ホームルームは学校生活の基本であり、担任を中心に和親協同を図る。
- (2) 願書・届書は、特定のものを除き、担任を経て提出する。
- (3) 美化清掃は、誠実に実施し清掃監督者の指導を受ける。
- (4) ホームルームには役員及び当番を置く。

### 4 授業

- (1) 授業に必要な用具は、授業開始前に準備し、授業に遅れない。
- (2) 授業の開始および終了時には、身だしなみを整えて「起立」・「礼」をする。
- (3) 授業に必要なものを持ち込まない。
- (4) 授業に真剣に取り組む。
- (5) 授業開始時刻10分間を経過しても教科担任が来室しない場合は、室長が教科担任に連絡をとる。
- (6) 副室長は、前日の帰りのS Tまでに時間割変更板を確認して、翌日の変更をホームルームで連絡する。

### 5 考査

- (1) 定期考査は原則として1単位時間(50分)で実施する。
- (2) 机の配列は6列以下とし、座席は名簿番号順とする。
- (3) 遅刻した者は、「入室許可証」を監督者に提出し、許可を得て入室する。
- (4) 消しゴム(ケースは外す)、鉛筆類、および特に許可された物以外は、机の中、または身近に置かないで鞆に入れて廊下の北側に整頓して置く。
- (5) 不正行為をしてはならない。  
不正行為とは、紙片(カンニングペーパー)、その他これに類するものの所持、盗み見、合図、物品の貸借、私語などのことである。
- (6) 情報通信端末(スマートフォン・スマートウォッチなど)を教室へ持ち込んではならない。情報通信端末(スマートフォン・スマートウォッチなど)の電源は必ず切り、廊下の鞆の中に入れておく。時計の代わりとして机の上に置いたり、机の中やポケットなどにも入れておいたりしない。
- (7) 試験の途中での退室は原則としてできない。
- (8) 全員の答案が回収されるまで着席している。
- (9) 試験期間中は職員室、準備室への入室を禁止する。
- (10) 定期考査は1・2学期各2回、3学期は1回行う。
- (11) 平常に随時行われる考査(小テスト等)の場合も定期考査に準ずる。

# 服装について

## 1 指定制服について

学校の指定制服を正しく着用し、清潔な身だしなみを保つ。制服の変形や不備、着崩しは認めない。けが等で制服を着用できない場合は申し出る。

(1) 指定制服は、以下のとおりである。

指定制服	着用項目	備考
冬制服	本校指定のブレザー、スラックス、スカート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ	・スラックスを着用する場合は、ベルトを着用する
合 服	本校指定のスラックス、スカート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ	
夏制服	本校指定のスラックス、スカート、半袖シャツ、ブラウス	

(2) 各制服の着用期間は指定しない。ただし、式典や定期考査、就職・進学試験、またはそれに準ずる行事等では、指定制服を着用する。なお、式典、就職・進学試験等では、合服の着用を認めない。

(3) 冬制服および合服着用時はネクタイを略してもよい。ただし、式典で冬制服を着用する場合は、必ずネクタイを着用する。

(4) ネクタイは学年色とする。令和8年度入学生は「緑」、令和7年度入学生は「赤」、令和6年度入学生は「青」とする。

(5) 令和6年度以前の旧制服と令和7年度から導入された新制服は、いずれの学年の生徒でも着用することができる。

## 2 ポロシャツについて

(1) 指定制服の代わりとして、以下のポロシャツを着用することができる。

ア 実習服として使用しているポロシャツ

イ 部活動で統一して使用しているポロシャツ

ウ 各自で用意をした白、黒、紺、グレーを基調とした無地のポロシャツ。デザインは、胸のワンポイントのみとする。

(2) 着こなしについての注意事項は以下の通りとする。

ア 極端に大きいサイズのものや胸元を大きく広げるなど、だらしない着こなしはしない。

イ ポロシャツの上に制服ブレザーやベスト、セーター、カーディガン等を着ることは認めない。また、スカート、スラックスは本校の指定制服を着用する。

ウ 式典や定期考査、就職・進学試験、またはそれに準ずる行事等では、ポロシャツの着用を認めない。

## 3 防寒用品について

防寒用品の使用は、冬制服着用時のみとする。

品 目	基 準	備 考
上着（コート、ウインドブレーカー等） 手袋、マフラー、 ネックウォーマー	華美でないもの	・制服ブレザーを略して着用しない ・朝のSTから帰りのSTまでの間は、 校舎内での着用を認めない
ベスト セーター カーディガン	白、黒、紺、グレーを 基調とした無地のもの 着丈は制服ブレザーか ら出ないものとする	・式典や定期考査、就職・進学試験、 またはそれに準ずる行事等では、 制服ブレザーを略して着用しない
ひざ掛け	華美でないもの	

#### 4 その他

その他市販品等で本校の規定のある物品は以下のとおりである。

品 目	着用期間	項 目	使用（着用）の基準
ワイシャツ ブラウス	通 年	本校指定のもの または、 白のワイシャツ、 白のブラウス	・制服ブレザーを常時着用していれば、 指定品に準ずるワイシャツ、ブラウス でも着用を認める (購入前に生徒指導部で色・デザイン等 を確認すること)
ベルト	通 年	黒、茶など華美でない 一般的なベルト	・通し穴が2列のもの、装飾バックルの ものは禁止
通学靴	通 年	運動靴、革靴	・サンダル、スリッパ等で登下校しない
上履き	通 年	本校指定のスリッパ	・色は学年色のもの ・装飾、落書き、交換等をしない
靴 下	通 年	華美でないもの	・黒または紺のタイツの着用を認める
鞆 等	通 年	リュック等	・チャック等で口を閉められるもの

## 頭髪・身だしなみについて

### 1 頭髪について

- (1) 授業や実習に支障がなく、公的な場面でも通用するバランスのとれたものとする（「履歴書用写真」が撮影できる状態を常に心がける）。
- (2) 特異な加工等はしない。  
染色、パーマ、エクステ、ヘアアイロンなどを用いた極端な加工は禁止とする。
- (3) 長さの目安は、安全上、日常生活を通して髪が目にかからないこととする。ただし、就職・進学試験に向けて、別に基準を設けて指導する場合がある。
- (4) なお、(2)、(3)について特別な事情がある場合は申し出る。

### 2 その他

- (1) 装飾品を身に付けない（髪飾り、ネックレス、ピアス、指輪等）。
- (2) 化粧等は禁止とする（口紅、ネイル、まつエク等）。
- (3) 頭髪の色や形状にクセのある場合は、入学時に申し出る。
- (4) 身分証明書を常に携帯する。紛失した場合は担任を通じて、再発行の手続きをする。

# 校内生活について

## 1 遅刻について

8時50分(チャイムの鳴り終わった時点)で遅刻とする。遅刻した生徒は、生徒指導室で「個人遅刻カード」及び「入室許可証」を記入し、教室に入室する時に、「入室許可証」を担任、もしくは教科担任に提出する。

## 2 スマートフォン・スマートウォッチ等の利用について

- (1) スマートフォン・スマートウォッチ等は、朝のS T開始時から帰りのS T終了時まで電源を切って靴か鍵をかけてロッカーの中にしまう。校舎内の使用は原則認めない。ただし、教員の指導のもと、許可した時間帯や目的の範囲内での使用は認める。
- (2) SNS等の利用によるトラブルには十分に注意する。
  - ・自分や他人の個人情報(住所・氏名・学校名・写真・動画)を掲載しない。
  - ・他人を誹謗・中傷するような書き込みや画像を掲載しない。
  - ・SNSトラブルに巻き込まれた場合には、いち早く周りの信頼できる大人(保護者、先生等)に相談する。

## 3 生徒用タブレット端末の利用について(2・3年生)

- ・タブレットの利用や持ち帰りについては、利用規定を遵守する。
- ・破損等の場合は、速やかに申し出る。

## 4 校内生活における諸注意

- (1) 登校後、授業の終了時まで許可なく校外に出ない。無断で早退をしない。通院等で、特別に外出の必要がある場合は、担任の許可を受けて外出をする。
- (2) 学業に不必要なものは持ち込まない。  
(ゲーム類、トランプ、漫画、携帯音楽プレーヤー等)
- (3) 昼食は、自分のホームルーム教室にて摂る。
- (4) 上履、下履を厳格に区別し、下駄箱の上には物を置かない。安全靴は産振棟以外では履かない。
- (5) 学用品、その他所持品は華美、ぜいたくなものを避け、所持品には必ず氏名を明記する。
- (6) 学校に必要以上の現金、貴重品を持参しない。貴重品の管理は自身で行い体育、実習、学校行事等で教室を離れる場合、鍵をかけてロッカーの中にするか、貴重品袋を活用して担任もしくは担当の先生に保管してもらう。
- (7) 個人の物品の紛失、盗難被害に遭った場合は、担任及び生徒指導部に申し出る。
- (8) 拾得物、紛失物は速やかに生徒指導室に届け出る。
- (9) 許可なくして次の場所に立ち入らない。  
[変電室、倉庫、用務員室、会議室、その他特別教室等]  
なお、自分のホームルーム以外の教室についても、立ち入らない。
- (10) 学校の施設、備品の取扱は丁寧にし、破損・紛失のないようにする。万が一破損・紛失の場合には、生徒指導部に申し出て、指示を受ける。本人の責任による破損は、原則として全額弁償とする。
- (11) 校内の掲示物には、しっかりと目を通し、内容を確認する。
- (12) 生徒が、印刷物の発行、掲示物の掲示及び集会を開くときは、前もって関係の先生及び生徒指導部に届け出て、許可を受ける。

# 交通安全について

道路交通法を遵守し、交通マナーを身に付け、交通安全に心がける。また、自らの命を守り、加害者とならないように努める。

## 1 自転車利用者

- (1) 自転車通学希望者は、「自転車通学届」と「自転車【自主】点検票」を提出し、規定のステッカーを車体の見える部分に貼る。
- (2) 校内における自転車の駐輪は、クラスごとの所定の場所に駐輪をする。その際、必ず鍵をかけ、盗難防止に努める。
- (3) 自転車は駐輪場に自立できるものとする。その際、整理整頓に努める。
- (4) 自転車通学者は、道路交通法を遵守する。具体的には、以下の内容が禁止されている。信号無視、傘さし運転、自転車の2人乗り、一旦停止無視、並進走行、夜間の無灯火、ながらの運転（スマートフォン等の使用や音楽を聴きながらの運転）。
- (5) 登下校時は、危険な道路を避けて安全な道路を選ぶ。
- (6) 雨天時は、雨ガッパを着用する。
- (7) 定期的に車体を点検して、整備不良のまま通学をしない。
- (8) 他の通行人、車両の迷惑にならないように心掛ける。
- (9) 自転車通学者はヘルメットを所有し、自転車乗車時はヘルメットの着用に努める。
- (10) 任意の「自転車損害賠償保険」等への加入が望ましい。

## 2 「4ない運動」の厳守

（「免許を取らない」・「乗らない」・「買わない」・「乗せてもらわない」）

- (1) 原動機付き自転車、自動二輪、自動車運転免許の取得は、禁止する。
- (2) 大人の方の運転でも、自動二輪には乗せてもらわない。
- (3) 3年生で普通自動車免許（準中型も含む）の取得を希望する生徒は、学校が指定する手続きに従う。入校日は、2学期末考査最終日以降とする。

## 3 交通事故に遭遇した場合

- (1) 交通事故に遭遇した場合は、速やかに警察に連絡する。また、保護者及び学校に連絡を取り、その状況を伝える（本人が学校に連絡できない場合は保護者の方に連絡をしてもらう）。
- (2) 被害に遭った場合は、怪我がなくても勝手な判断をして、その場を離れない。
- (3) 加害の場合は、決してその場から逃げない（その場から逃げると、悪質性が増し、後から立場が悪くなる）。状況によっては保護者に連絡を取り、相手の方と話をしてもらう。
- (4) 交通事故（自損事故を含む）は、生徒指導部に「交通事故報告書」を提出する。

## 校外生活について

- 1 常に言動に注意し、高校生としての品位を保つとともに、社会道德の実践に努める。
- 2 トラブルを避けるため、風紀の好ましくない遊戯場、娯楽場、飲食店には出入りしない。
- 3 危険に巻き込まれる可能性が高いため、夜間の外出は極力しない（愛知県青少年保護育成条例 青少年の深夜外出に関する規制により、午後11時から翌日午前6時までは外出をしない）。保護者の了承のない外泊もしない。
- 4 冬山登山は禁止とする。
- 5 アルバイトは、特別な理由があり、成績や学校生活に問題がないと認められた場合、「アルバイト届」に記入の上、担任を通して生徒指導部に申し出る。ただし、1年生は、学校生活に慣れることを優先し、1学期末まで、原則、禁止とする。
- 6 ヤングケアラーに当てはまり、学業などの学校生活に困っていることがあれば、身近な先生へ相談する。

## 特別指導について

社会や学校のルール（法律や校則）を守らなかった場合は、本校の基準に従い反省や生活改善を目的に、自らと向き合う機会として特別指導を行う。

## 生活のきまりの見直しについて

生徒会やPTA役員会などの場面で、生活のきまりについて確認したり議論したりする機会を設ける。見直しについては、生徒、保護者、教職員の意見を参考に生徒指導委員会を経て決定する。

# 各種証明書の発行について

## 1 通学証明書

公共交通機関（JR、名鉄、ふれんどバス等）を利用して通学する生徒は、通学証明書を定期券販売所で提示することで通学定期券を購入できる。

通学証明書が必要な生徒は、本館棟1階事務室へ申し出て、「通学証明書発行願」に必要事項を記入し、提出する。

## 2 在学証明書

在学証明書が必要な生徒は、本館棟1階事務室へ申し出て、「在学証明書交付願」に必要事項を記入し、提出する。発行は、事務処理の関係上、交付願提出日の翌日となることがある。

## 3 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証が必要な生徒は、本館棟1階事務室へ申し出て、「学生割引証交付願」を受け取る。「学生割引証交付願」に必要事項を記入し、担任へ提出する。

交付願は、担任から事務室へ渡され、事務室で学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を発行する。

学割証は、発行日から3カ月間有効なので、長期（夏季・冬季・春季）休業中に必要な場合は、終業式の日までに、なるべく早い段階で申し出て、交付願いを担任へ提出する。

### 【学割証の使用目的の範囲】

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

# 愛知県立高等学校学則抜粋

(昭和39年教育委員会規則第2号) (本文縦書き)

(学期)

第三条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

- 3 校長は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期及び終期を変更することができる。

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。

ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

四 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで

五 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

- 2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

(退学及び転学)

第九条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を付し、並びにその者及びその保護者(その者が成年者である場合は、その者)が署名した書面により、校長に願い出なければならない。

(休学)

第十一条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、その者及びその保護者(その者が成年者である場合は、その者)が署名した書面に、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならない。

- 2 校長は、前項の願い出がやむを得ないと認めるときは、一年以内の期間を限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を必要とする疾患による場合は、この期間を二年まで延長することができる。

# 警報発表時における登校について

## 1 暴風警報（または暴風雪警報）発表時における登校について

- (1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から碧南市に暴風警報（または暴風雪警報）が発表されている場合
  - ア 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合、平常どおり授業を行う。
  - イ 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに警報が解除された場合、解除後 2 時間を経て当日の授業を始める。
  - ウ 午前 11 時以降警報が継続されている場合、当日の授業を行わない。
    - ※ 上記ア～ウまでの規定は、暴風警報（または暴風雪警報）が碧南市に発表された場合に適用する。  
碧南市に暴風警報（または暴風雪警報）が発表されていない場合で、居住地または、通学経路地域に警報が発表された場合は上記に準じて登校する（又はしない）。
    - ※ 上記ア及びイの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校しなくてよい。
- (2) 登校後に、碧南市に暴風警報（または暴風雪警報）が発表された場合、当日のそれ以降の授業は中止する。
  - ※ 生徒は安全に留意して速やかに下校する。
  - ※ 気象状況・交通途絶等により下校が困難な生徒は、校内の安全な場所で待機をする。

## 2 特別警報発表時における登校について

警報の発表基準をはるかに超える異常な気象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、特別警報が発表される。

- (1) 登校する以前に、碧南市に特別警報が発表された場合
  - ア 当日の授業は実施しない。
  - イ 警報が解除されても、当日の授業は実施しない。
    - ※ 特別警報がその日の早い時間に解除されても、その日の授業は行わない。  
【例】暴風特別警報が、前日から発表されていて、当日の午前 1 時に解除された場合でも、その日の授業は行わない。
- (2) 登校後に、碧南市に特別警報が発表された場合
  - ア 当日のそれ以降の授業は中止する。
  - イ 生徒は安全確保が確認された後に下校する。
    - ※ 気象状況・交通途絶等により下校が困難な生徒は、校内の安全な場所で待機をする。

## 南海トラフ地震等、大規模地震に関連する緊急時の対応について

### 1 地震の揺れを感じたときの行動について

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- (2) バッグなどで頭を守る。
  - ア 屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。また、崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要である。崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
  - イ 自転車に乗っていたらすぐに降りる。
  - ウ 橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
  - エ バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれない時はしゃがむ。

### 2 地震の揺れがおさまったときの行動について

- (1) 崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- (2) 徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。
- (3) 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- (4) 避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

### 3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合について

- (1) 原則として通常どおりの教育活動を行う。
- (2) 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- (3) 後に発表される臨時情報に備える。

### 4 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合  
生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後に速やかに帰宅する。  
部活動や補習については、中止する。  
校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合  
通常どおりの教育活動を行う。  
校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合  
通常どおりの教育活動を行う。

## 5 学校への連絡について

南海トラフ地震発生後は、必ず学校へ被災状況等を連絡する。  
その際は、災害伝言板へ登録又は災害伝言ダイヤルへ録音する。

※ 災害伝言板への登録方法（携帯電話会社によって多少異なる）

- ① 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択
- ② 「現在の状態」や「コメント」欄に必要事項を入力
- ③ 「登録」を選択

\* 災害用伝言ダイヤルの録音方法

171 → 1 → (\*\*\*\*)\*-\*\*\*\* → 録音（30秒以内）  
ガイダンス ガイダンス 自宅の電話番号 ガイダンス

〇〇です。  
全員無事  
△△へ避難しました。

## 6 学校からの連絡について

被害が甚大な場合、休校措置・授業再開の伝達については、次のような手段で行います。

(1) 災害伝言板、災害用伝言ダイヤルの使用

※ 災害伝言板の確認方法（携帯電話会社によって多少異なる）

- ① 「災害用伝言板」の「安否の登録」を選択
- ② 電話番号に「0566-42-2500」を入力
- ③ 「検索」を選択

碧南工科高校です。  
〇月〇日〇曜日から  
学校を再開します。

\* 災害用伝言ダイヤルの再生方法

171 → 2 → (0566) 42-2500 → 再生  
ガイダンス ガイダンス 学校の電話番号 ガイダンス

【例1】「碧南工科高校です。学校は、しばらく休校とします。

学校からの連絡があるまで、自宅で待機しててください。」

【例2】「碧南工科高校です。〇月〇日〇曜日から学校を再開しますので、午前〇時までには登校してください。」

- (2) メール一斉配信サービスで配信する。
- (3) 学校のHPに掲載する。
- (4) 各地の避難所等へ掲示する。
- (5) 各家庭に電話又は訪問する。

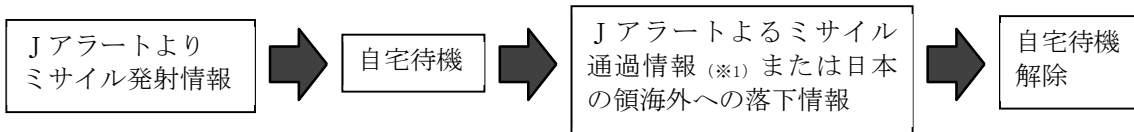
# 弾道ミサイル発射により Jアラートの緊急情報が発信された場合の授業の取り扱い等について

弾道ミサイル発射により Jアラートの緊急情報が発信された場合の授業の取り扱い等については、以下を基本とする。

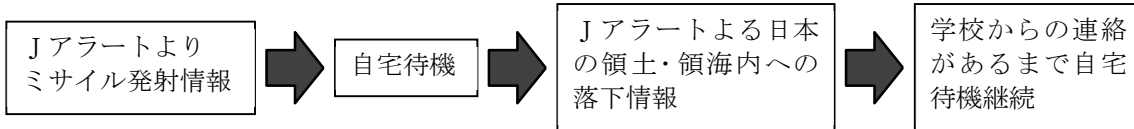
なお、愛知県に Jアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予想される場合である。

## 1 登校前

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領土外に落下した場合

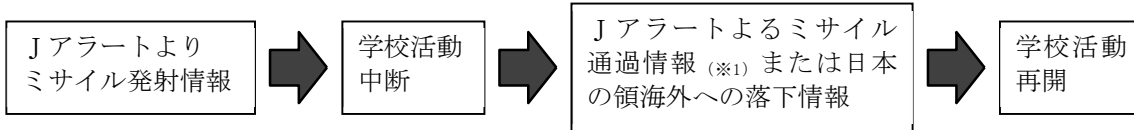


(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領土内に落下した場合

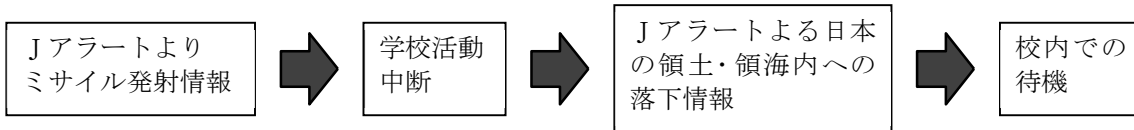


## 2 学校活動中

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領土外に落下した場合



(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領土内に落下した場合



※1 ミサイルが日本の領土・領海の上空を通り、領海外にでた場合に発信される情報